

和光市都市計画マスタープラン
中間見直し方針

平成25年3月

和光市都市計画マスタープラン中間見直し方針

1. 現行の和光市都市計画マスタープラン

平成4年6月の都市計画法改正によって、住民に最も身近な自治体である市町村が、都市計画法第18条の2の規定に基づいて、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)」を定めるものとなりました。

和光市では、平成13年12月に和光市の都市計画に関する将来ビジョン及び地区別のあるべき市街地像を示すことを目的として、平成32年を目標年次とする「和光市都市計画マスタープラン」を策定しました。

2. 見直しの背景及び目的

(1) 基本構想、埼玉県が定める都市計画の方針との整合性の確保

現在、市町村が都市計画マスタープランを定めるに当たり都市計画法第18条の2第1項では総合振興計画並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に「即し」、定めるものとされています。和光市では、平成23年度より、新たに第四次和光市総合振興計画がスタートしており、埼玉県で定める和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についても、見直しが予定されています。そのため、これらの新しい上位計画との整合性を図ることが必要となっています。

(2) まちづくりに関する新たな課題への対応

都市計画マスタープランの策定から11年あまりが経過し、その間に社会情勢の変化や新たな都市基盤の整備による土地利用の変化があり、これらは今後も見込まれます。

また、まちづくり三法の改正や新たに景観法が施行され和光市が景観行政団体になるなどの制度面の変化、少子高齢化の進展や安全・安心への関心の高まり、コンパクトな都市づくりなど、まちづくりを取り巻く状況も大きく変化し、対応すべき新たな課題が生じています。これらの課題に対応し、時代のニーズにあった実効性のある都市計画マスタープランとするためには、こうした新たな課題に対応する必要があります。

3. 見直しの位置づけ

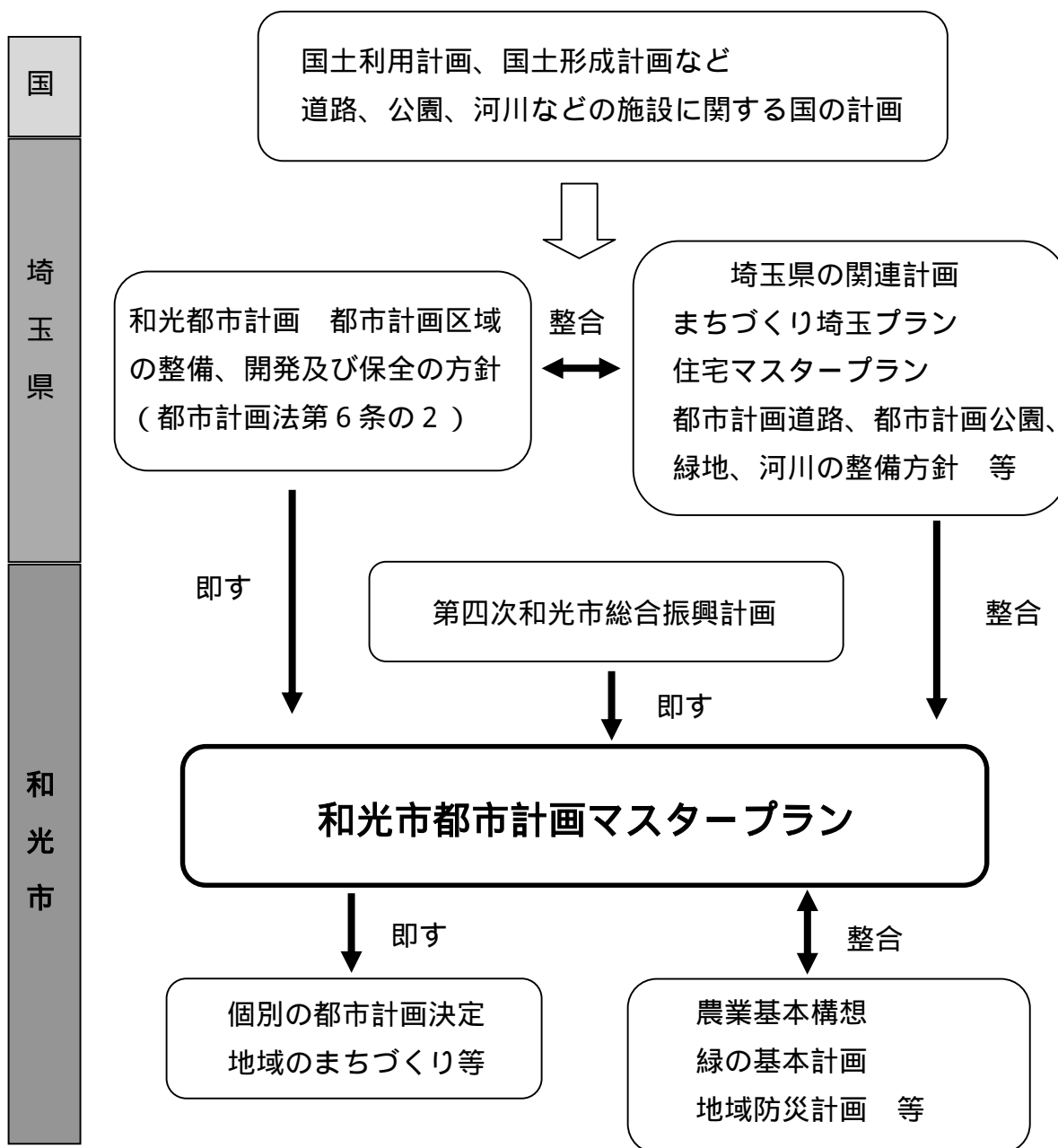
現行の都市計画マスタープランの計画期間中であることを踏まえ、今回は中間見直しと位置づけます。そのため、見直しに当たっては、基本的に現在の骨格及び構成を踏襲するものとし、平成25年度末を目途に検討を進めます。

4. 和光市都市計画マスタープランの位置づけ

和光市都市計画マスタープランは、埼玉県が策定する「和光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、市の基本構想を定めた「第四次和光市総合振興計画」などに即するものとして位置づけられています。また、農業基本構想、緑の基本計画等の個別計画の内容のうち必要な事項を位置づけることが望ましいとされています。

市が今後、計画・実施する都市計画やまちづくり事業に際し、共通の目標に即した体系的な施策の展開が図れるよう、和光市都市計画マスタープランをまちづくりの総合的な指針として位置づけていくものとします。

《和光市都市計画マスタープランの位置づけ》



5. 和光市都市計画マスタープランの構成

中間見直しは、現行の都市計画マスタープランの骨格を踏襲し、大きく以下の5つで構成します。

都市計画マスタープランとは

見直しの背景と目的、位置づけなど

まちづくりの目標

まちづくりの基本理念や目標、将来都市像など

まちづくりの基本方針

水と緑、安心・安全など、分野別の方針

地区別まちづくりの方針

市内を5つに分けている地区別構想

まちづくりの実現に向けて

実現化・推進のための取り組み方向

6. 和光市都市計画マスタープランの目標年次

現行の都市計画マスタープランの中間見直しと位置づけ、現行計画の目標年次である平成32年度とします。

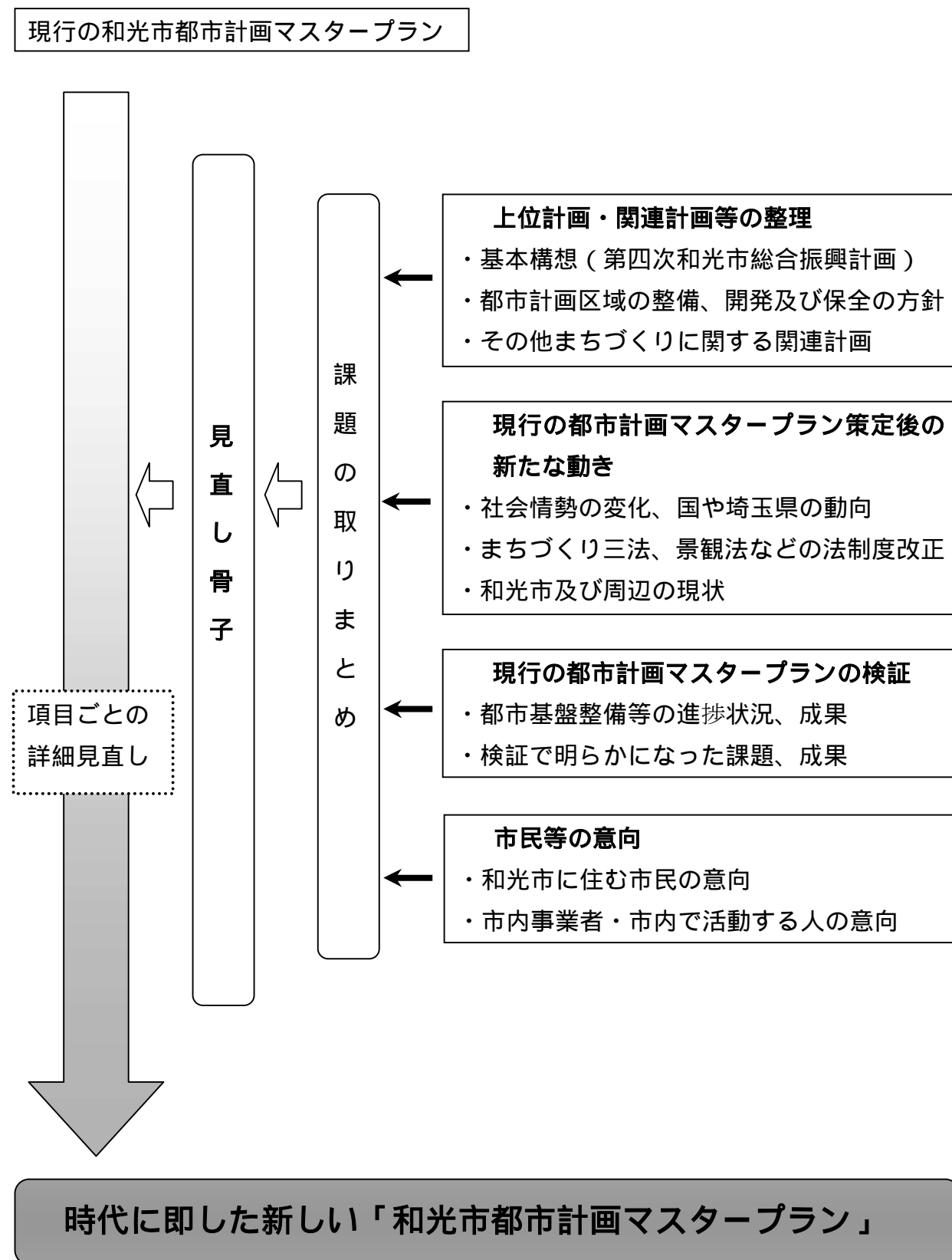
目標年次：平成32年度（2020年度）

7. 見直しの基本方針

- (1) 都市計画法第18条の2第1項の規定に基づいて、第四次和光市総合振興計画及び平成25年度に見直しが予定されている和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と整合を取りながら見直しを進めます。
- (2) 現行の都市計画マスタープランは、目標年次が平成32年であることから、今回は中間見直しと位置づけ現行の法令、条例及び都市計画の変更による土地利用のずれが生じている箇所の修正を中心に行い、かつ都市計画基礎調査の結果を反映させます。
- (3) 地区別構想については、現行の都市計画マスタープランと同様に5区分のゾーニングにより検討します。
- (4) 土地区画整理事業が行われている駅北口地区、和光北インター地区、白子三丁目中央地区、越後山地区、中央第二谷中地区は、まちづくりの進展が具体的に分かる地区なので、これらの土地区画整理事業施行地区については、工程等を含めてより詳細な内容を位置づけていきます。
- (5) 市民アンケートを実施し広く市民の意向を収集するとともに、市民参加による「市民検討委員会」を組織化して問題点の検討・調整を行い住民の意見を反映させ、広く市民参加を図りながらマスタープランの改定を行っていきます。
- (6) 現行の都市計画マスタープランの目標年次は、平成13年を基準年として、おおむね20年後の平成32年を目標年次としております。今回の中間見直しは、計画期間の途中での改定のため部分的な修正を中心に行い、全面見直しは、目標年次である平成32年の前年の平成31年から行うものとし、全面見直し時の計画期間は、平成33年～平成52年とします。
なお、中間見直し後の計画の推進に当たっては、社会経済や周辺都市の動向、上位計画に定める基本理念・基本目標のほか市民の意向等に十分配慮し、適切な段階で実行して行くものとし、

8. 見直しの進め方

次の から の調査等で明らかになった課題をもとに、見直し骨子を作成し、見直し骨子を踏まえて項目ごとの見直しを行っていきます。



9. 見直しの手法

(1) 和光市及び周辺の現状、課題を把握するための基礎調査

ア 上位関連計画等の収集・整理及び分析

国・埼玉県・和光市の上位関連計画等の収集・整理及び分析により、都市計画マスタープランの中間見直しで踏まえるべき内容を整理します。

イ 基礎データ収集・整理及び分析

都市計画基礎調査を主体としたデータや資料の収集・整理及び分析により、都市計画を取り巻く社会経済の潮流、国及び埼玉県の動向や、法制度改正を把握し、今後のまちづくりに向けた課題を明らかにします。

和光市に関する基礎データや資料の収集・整理及び分析により、和光市の現状と課題を把握します。

ウ 現行の都市計画マスタープランの検証

現行の都市計画マスタープランの進捗状況を調査・分析し、現地調査等も踏まえて、新たに対応すべき課題等を明らかにします。

エ 市民の意向の把握

市内在住の2000人を対象としたアンケートを実施することにより広く市民の意向の収集を行い、課題や問題点を把握します。

(2) 課題の整理

上記(1)の基礎データをもとに、まちづくりに係わる課題を取りまとめます。

(3) 市民検討委員会等の設置

市民、市内事業者、市内で活躍する人の意向を反映させるために、市民参加による市民検討委員会に關係団体を代表する方とともに市民公募の方として参画してもらい問題点の検討・調整を行いながら策定していきます。

(4) 課題の取りまとめ

前述(2)で整理を行った課題に、市民検討委員会で把握した地区が抱える課題を再整理し、取りまとめます。

(5) 見直し骨子の検討

上記(4)までの作業で明らかになった課題等を踏まえ、見直し骨子(目次構成と各項目の見直し方針)を作成します。

(6) まちづくりの理念、まちづくりの目標の見直し

上位計画や見直し骨子等を受けて、まちづくりの理念を再検討します。また、土地利用、交通など都市の骨格を検討し、まちづくりの目標を見直します。

(7) まちづくりの基本方針(全体構想)の見直し

(5)で作成した見直し骨子をもとに、水とみどり、安全・安心などの分野別に、まちづくりの基本方針までの素案を作成し、これをもとにパブリックコメントを行ったうえ、原案を作成します。

(8) まちづくりの理念・まちづくりの目標の再検証

全体構想がある程度取りまとまった段階で、まちづくりの理念、まちづくりの目標を再検証します。

(9) 地区別まちづくりの方針(地区別構想)の見直し

現行の都市計画マスタープランの検証、アンケート調査、市民検討委員会で行われた地区別の課題、現地調査等を踏まえ、地区別まちづくりの方針を見直します。

(10) まちづくりを進めるために(実現化方策)の見直し

都市計画マスタープランの実現化や推進のために必要な方策を検討します。

(11) 見直し素案に対する市民意向の把握・取りまとめ

上記の見直し作業及びパブリックコメントの意見を分析し、原案を取りまとめます。

(12) 和光市都市計画審議会での審議

前述(7)までで作成した素案作成後、及び上記(11)で原案作成後に和光市都市計画審議会に付議し、意見を取り入れながら最終案を取りまとめます。

10. 策定体制

市民検討委員会

要綱により設置される委員会です。市長の依頼に基づき、都市計画マスタープランの見直しに必要な事項を調査・検討します。学識経験者、市内の団体構成員、公募市民で構成します。

